<調査研究報告書タイトル>子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究

<実施主体名>三菱UF Jリサーチ&コンサルティング株式会社

1. 事業目的

子どもの意見表明に関する取組は、国だけでなく全国各地でも独立(専門)アドボカシーを担う者(子ども意見表明支援員/アドボケイト)に関する取組や検討が進みつつあるが、より多くの自治体でアドボカシー及びアドボケイトの取組の推進が望まれる。そこで本調査研究では、アドボケイトのあり方に関する基礎的な資料の整理を目的として、令和元年度の調査研究によるガイドライン案を基にした訪問アドボカシーの試行・検証を通じ、「都道府県等における子ども権利擁護システム」が有すべき機能のあり方の検討や、独立(専門)アドボカシーに関連した詳細な情報収集を行った。

2. 事業概要

- (1)訪問アドボカシーの試行・検証:大阪府と福岡市の2地域においてアドボカシーを実践する民間団体を選定し、自治体・児童相談所・施設等の関係機関の協力を得て、令和元年度の調査研究によるガイドライン案に準じた取組を試行・検証した。
- <u>(2) アドボカシーに関する取組のインタビュー調査</u>: 国が令和2年度実施中の実証モデル事業の対象地域(2地域)及び令和元年度調査のガイドライン案の定義に概ね合致する自治体・民間団体(4地域5団体)による取組のインタビュー調査を実施した。
- (3)検討委員会及び社会的養護経験者ワーキンググループの設置:9名の有識者による検討委員会を設置し、実施計画や各調査の実施内容、検証項目の検討の視点や考察に関する助言を受けた。また、4名の社会的養護経験者によるワーキンググループを設置し、試行・検証のあり方や社会的養護経験者の参画に関する示唆を得た。

3. 事業実施結果

本調査研究の検証項目として掲げた6点の検討結果の要点を示す。①アドボケイトに求められる資質は、子どもの多様なニーズに応えるための継続研修等による専門性の涵養に加え、子どもの安全性確保の観点から個々のアドボケイトの人権感覚など適格性の多角的確認が必要とされた。②民間団体における体制整備は、内部調整や関係機関への丁寧な対応に複数名の事務局スタッフ配置の必要性や、スーパーバイザーも含めてチームとして機能する組織基盤形成の重要性が示唆された。③子どもの利用機会の確保に関しては、行政処分決定場面(特に一時保護)と日常生活場面では子どもへの関わり方としての要求事項も異なり、状況に応じた子どもの実効性あるアクセシビリティの確保が望まれる。④関係機関の独立(専門)アドボカシーへの理解醸成には、時間をかけ入念に説明するだけでなく、関係機関の対応は、児童福祉審議会等での意見表明への対応フロー、自治体内の職員配置や専門性の向上、システムアドボカシーの仕組み構築が今後自治体に求められる。⑥訪問アドボカシーの実践方法では、アドボケイト及びアドボカシーの制度的位置づけを明確化した上で、子どもの真のニーズを第一とする事業スキームの構築が望まれる。

以上を踏まえ、今後も引き続き、ガイドライン案の充実と実践の普及が期待される。